

松戸市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録されている者であって、当該年度内に満<u>77</u>歳、満88歳及び満<u>99</u>歳以上の年齢に達するものに支給する。</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録されている者であって、当該年度内に満88歳及び満<u>100</u>歳以上の年齢に達するものに支給する。</p>